

広島市文化創造センター
広島市中区民文化センター
広島市国際青年会館

指定管理業務仕様書

平成26年8月

広島市（市民局・教育委員会）

《 目 次 》

I	管理運営に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	文化創造センター及び国際青年会館の事業に関すること	
2	文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の使用の許可に関すること	
(1)	施設等貸出業務	
(2)	広報業務	
(3)	利用促進業務	
(4)	暴力団排除の推進	
(5)	その他の業務	
3	文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館への入館の制限に関すること	
4	文化創造センター及び中区民文化センターの特別設備の設置の許可に関すること	
5	文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の施設及び設備の維持管理に関すること	
(1)	文化創造センター等共用駐車場の管理運営業務	
(2)	施設保守管理業務	
(3)	設備機器の保守管理業務	
(4)	設備機器の運転操作及び監視業務	
(5)	貸出備品等管理業務	
(6)	清掃業務	
(7)	警備業務	
(8)	その他の業務	
(9)	経費負担区分	
(10)	維持管理計画の作成	
(11)	施設等整備不備による損害賠償	
III	運営管理業務の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1	施設の休館日等	
2	組織及び人員配置	
(1)	配置人員等	
(2)	研修等	
IV	リスク分担・・・・・・・・・・・・・・・・	19
V	自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1	施設の利用促進のための自主事業の実施	

2	利用者の利便性の向上のための自主事業の実施	
3	実施方法	
4	経理処理	
5	行政財産の目的外使用許可	
VI	管理運営に関連して指定管理者が行う業務	20
1	事業の計画書	
2	事業の報告書	
3	使用者ニーズ把握のための調査等業務	
4	自己評価の実施	
5	負担経費の計算・預り・支払い	
6	国旗、市旗等の掲揚及び降納	
7	公益社団法人全国公立文化施設協会に関する業務	
8	関係機関との連絡調整	
9	公益財団法人広島市文化財団との連携	
10	近隣の市施設等との連携	
11	アステールプラザで開催される「広島国際アニメーションフェスティバル」等への協力	
VII	モニタリング及び実績評価	22
1	モニタリングの実施	
2	実績評価の実施	
3	業務の基準を充たしていない場合の措置	
VIII	協定の締結	22
IX	その他	23
1	指定管理業務期間の前に行う業務	
2	指定期間初年度における留意事項	
3	保険への加入	
4	指定期間終了にあたっての引継業務	
5	監査	
6	個人情報の取扱い	
7	命名権の導入	

本書は、「広島市文化創造センター・広島市中区民文化センター・広島市国際青年会館 指定管理者応募要領」と一体のものであり、指定管理者が同施設の運営を行うに当たり、広島市が指定管理者に要求する管理運営及び事業実施にかかる業務内容及び水準等を示すものである。

I 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館（以下「文化創造センター等」という。）を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

(1) 次に掲げる関係法令等の内容を十分に理解し、法令等の規定に基づいた運営を行うこと。

ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）その他本施設の維持管理等に関する関係法令

イ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働者の使用に関する関係法令

ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、広島市文化創造センター条例、広島市区民文化センター条例、広島市国際青年会館条例、広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例、各施設に係る条例施行規則その他関係法令

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）等の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。

(3) 文化創造センター等に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。

(4) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(5) 事業計画書等に基づき、施設使用者（以下「使用者」という。）が快適に施設を使用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理経費の縮減に努めること。

(6) 使用者の意見を管理運営に反映させ、使用者の満足度を高めていくこと。

(7) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

(8) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

II 指定管理者が行う業務の範囲

1 文化創造センター及び国際青年会館の事業に関すること。

(1) 文化創造センター

本市における文化活動の振興及び交流を図り、本市の文化の創造を図ることを目的に、次の事業を実施する。

ア 文化に関する公演の開催

文化活動を刺激し、助長させるため、入門的なものから専門的なものまで、優れた舞台芸術を企画し、実施していく。このことを通じて、市民が文化活動に親しむ機会や自らが文化活動に参加・実践する機会を創出する。

また、本市が平成4年度から推進してきたオペラ事業等（ひろしまオペラルネッサンス事業・音楽事業）を継続して実施し、地域の芸術家、オペラ団体及び各種団体等の育成を行うとともに、オペラ等の普及・定着に努め、全国に広島文化として発信することに努める。

なお、文化に関する公演は、オペラ公演とは別に、年間1本以上実施すること。

【ひろしまオペラルネッサンス事業・音楽事業について】

広島市は、①終戦直後からのオペラ上演の歴史、②5つのオペラ団体の活動、③中・四国唯一のプロのオーケストラである広島交響楽団、④オペラ上演に適した舞台機構を持つアステールプラザの存在、⑤音楽高校・大学（院）からの人材輩出など、地方都市としては珍しくオペラに取り組む条件が整っていた。

こうした背景を踏まえ、平成4年度、文化庁の「新文化拠点推進事業」の地域指定を受けて、行政・マスコミ・音楽関係者からなる官民一体の「ひろしまオペラ推進委員会」を組織し、オペラの普及啓発を通じて地域文化の向上を目指す「ひろしまオペラルネッサンス事業」を開始した。平成8年までは新作オペラの制作・上演、プロのオペラ団体二期会との共同制作・公演を事業の中心に、平成9年度からは「新ひろしまオペラルネッサンス事業」と改め、モーツァルト作曲のオペラ・ブッフア3部作の共同制作・公演を事業の中心に、人材育成や普及・啓発事業など多彩な事業を実施し、全国的にも注目を集めた。平成14年度からは「ひろしまオペラルネッサンス事業」と改め、イタリア・ドイツの定番オペラ等の上演を事業の中心に据え、平成18年度には新国立劇場に招へいされての公演を行った。平成19年度からは、これまでのオペラ制作におけるノウハウの蓄積を活かし、国際的なレベルへ向けて海外との交流を積極的に行い、イタリア・ドイツの定番オペラの名作を中軸に、著名な作品を実施し、平成21年度には、「椿姫」で第7回三菱UFJ信託音楽賞「奨励賞」を受賞した。広島のオペラは全国有数の規模と水準を誇るまでに成長し、各方面から高い評価を得ており、平成27年度以降も「オペラのまち広島」を全国にアピールする複合的、継続的な事業を行う必要がある。

なお、平成19年度からは「ひろしまオペラ・音楽推進委員会」に改組し、オペラ以外にも、クラシック音楽や現代音楽まで事業を拡充し、「音楽事業」では、広島市出身で文化庁芸術選奨文部大臣賞、平成24年秋の紫綬褒章などを受賞し国際的に活躍する作曲家の細川俊夫氏を音楽監督に迎えた現代音楽の演奏会や広島交響楽団員によるクラシック音楽の演奏会などを行い、オペラのみならず、幅広く音楽の普及・啓発を図っている。

<これまでの取り組み状況>

- ・平成4年度から平成25年度までの22年間に、市や民間団体が行うオペラ公演、オペラ研修、オペラ普及のための講演会等に延べ約19万8千人、年平均約9,000人が入場、参加している。

○ オペラ公演等

〔オペラの制作・公演〕

「イル・カンピエッロ」（平成25年度）、「魔笛」（平成24年度）、「ラ・ボエーム」（平成23年度）、「カルメル会修道女の対話」（平成22年度）など

〔新作オペラの制作・上演〕

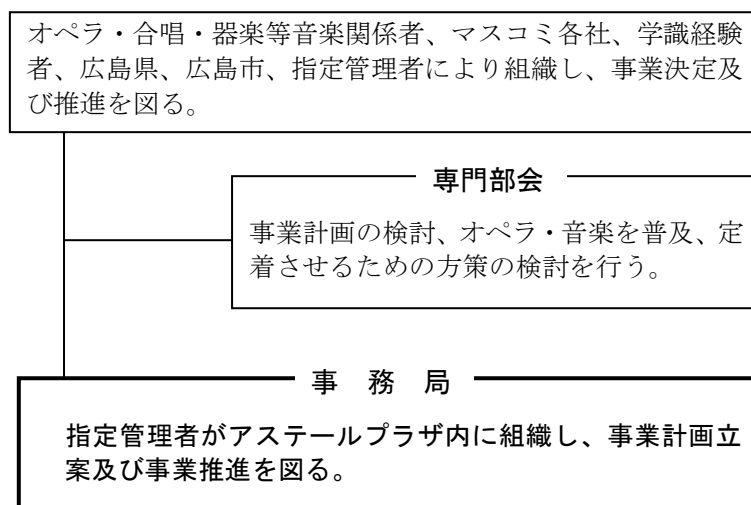
- ・オペラ「犀」：初演（平成6年度）、ハイライト上演（平成9年度）
- ・オペラ「じゅごんの子守唄」：初演（平成8年度）、ハイライト上演（平成9年度）、再演（平成12年度）

〔共同制作・公演〕

- ・共同制作・公演「ドン・ジョヴァンニ」（平成7年度、提携：二期会、横浜シティオペラ）
（平成11年度、提携：スペイン国立サルスエラ劇場、北海道二期会）
- ・共同制作・公演「フィガロの結婚」（平成10年度、提携：ひたちオペラまちづくり実行委員会、大阪音楽大学、横浜シティオペラ）
- ・共同制作・公演「コシ・ファン・トゥッテ」（平成13年度、提携：大阪音楽大学）
- ・日韓提携公演「蝶々夫人」（平成15年度、提携：韓国オペラ団体）
- ・新国立劇場地域招聘公演「フィガロの結婚」（平成18年度、共催：新国立劇場）
- 〔その他公演〕
- ・オペラ・ガラ・コンサート
プロのオペラ歌手と在広歌手のジョイントステージ（平成4年度～平成13年度）
- ・招聘公演
プロのオペラ団体の公演（平成5年度～平成13年度）
- オペラ・ミニコンサート
オペラの普及を目的とした、気軽に楽しめる小規模なオペラ公演（平成20年度～）
- オペラ研修
著名なオペラスタッフによる広島の声楽家・ピアニストを対象にした歌唱・演技、伴奏法の研修
- ひろしまオペラルネッサンス合唱団の運営
ひろしまオペラ・音楽推進委員会の専属合唱団として運営し、オペラ公演のほか各種公演に出演。（平成10年度～）
- オペラ団体定期公演（オペラ・マラソン）の支援
在広オペラ団体の定期公演を共催により実施（平成5年度～）
- 普及・啓発活動
 - ・オペラ出前コンサート（平成18年度～）
 - ・アートマネージメント講座（平成7・8年度、平成20年度）
 - ・ホームページの運営（平成10年度～）
 - ・広報紙「オペラ通信」の発行（平成9年度～、年2回発行）
 - ・ひろしまオペラルネッサンス友の会の運営（平成5年度～）
 - ・オペラ・サロン（平成6・7年度）
- 現代音楽公演
 - ・プロの演奏家による現代音楽の公演を実施（平成19年度～）
 - ・現代音楽オペラ「班女」の制作・公演（平成23年度）
- クラシック音楽公演等
 - ・在広プロ演奏家を主体とした公演を共催により実施（平成19年度～）
 - ・プロ演奏家による楽器の研修（平成19年度～）

<運営体制>

ひろしまオペラ・音楽推進委員会



イ 文化に関する研修会、講演会等の開催

市民の様々な文化活動を支援するため、アートマネジメント講座、ワークショップなど、体験・創造型の事業を行うとともに、アートサポート、芸術ボランティアなどを通じ、市民がボランティアとして芸術文化事業に主体的に取り組むための研修会、講演会等を実施する。

ウ 文化等に関する情報の収集、処理及び提供

文化・コミュニティ情報の収集など、文化活動に関する様々な情報を収集し、情報交流ラウンジやインターネット等による幅広い情報発信を行い、市民の文化活動の情報収集発信拠点づくりを進める。

エ 文化活動のための創作、練習、発表等の場の提供

音楽、演劇等、文化活動を行う人材の育成を図るため、研修やワークショップ等、創作・練習の場を提供するとともに、その成果を発表する場を提供する。

オ その他市長が必要と認める事業

文化創造センターは、本市における文化活動の振興及び交流を図り、もって本市の文化の創造に寄与するために設置されていることから、そのために必要となる事業を実施する。

カ 留意事項

事業の実施に当たっては、本市からの指定管理料とは別に、入場料、参加料、民間等助成金などを指定管理者の自主財源とし、これらを事業費に充てることを可能とする。

(2) 国際青年会館

青年（15歳以上30歳以下の者）の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質の向上を図ることを目的に、次の事業を実施する。

ア 研修会、交流会等の開催

日本の青年が、広島を訪れる諸外国・地域の青年団体や個人と交流することにより、市民

レベルの交流をすることを促進するとともに、国際感覚豊かな青年の育成を図り、諸外国・地域の文化、生活、慣習等の理解を深める場と機会を提供する。具体的には、概ね次の3事業を実施する。

(ア) 青年の国際相互理解を深めるための事業

国際交流を促進するために、諸外国・地域の文化を理解、認識するための事業、交流・親善を促進するための活動を実施する。

(イ) 青年の国際友好親善を深めるための事業

来広・在日の外国青年等との交流を促進するボランティアの育成を図るための事業を実施する。

(ウ) 国際相互理解等に関する情報の収集及び提供

国際相互理解や国際友好親善等に関する情報を収集し、ホームページ、広報紙その他有効な媒体を用いて、情報の提供及び発信を行う。

イ 研修、交流及び自主的活動の場の提供

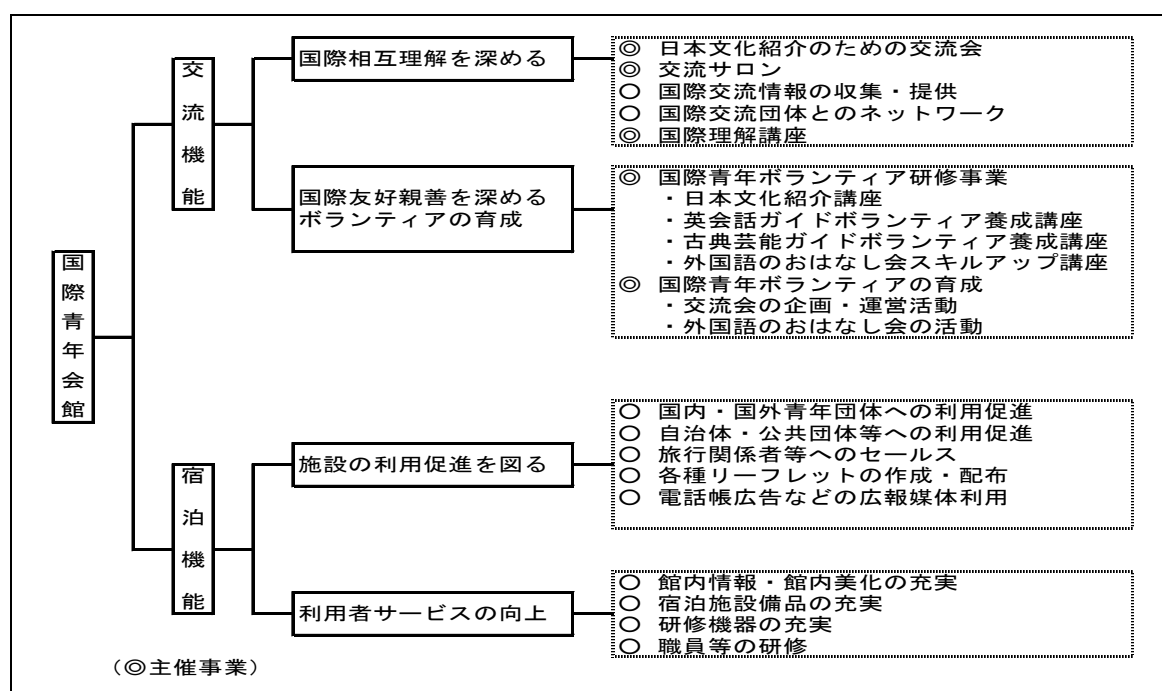
青年団体、グループ・サークルや企業等が、研修、交流及び自主的な活動を行うための場を提供する。また、広島を訪れる国内外の青年の研修、交流及び宿泊を行うための場を提供する。

ウ その他教育委員会が必要と認める事業

国際青年会館は、青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質の向上を図るために設置していることから、指定管理者は、そのために必要となる事業を実施することができる。

なお、国際青年会館の事業を機能別に分類すると、概ね次のようになる。

国際青年会館の事業の機能別分類 （過去の実施例）



2 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の使用の許可に関すること。

(1) 施設等貸出業務

ア 文化創造センター・中区民文化センター

(ア) ホール、会議室等の有料施設及び附属設備の使用申込受付、使用許可、開施錠、使用後の確認

- a 使用許可の申請は、その申請に係る使用日の1年前（ホールの使用を伴わないリハーサル室の使用にあつては、1か月前）のものは、これを受け付けない。また、使用申込は原則として先着順とし、使用許可に当たっては、平等な使用を確保すること。

先着順の考え方については、原則現行の取扱いを基本に指定管理者が基準を定め、あらかじめ広島市の承認を得ること。

ただし、次に該当する場合は、申請者の事業計画により、必要性、公益性を個別審査の上、受付拒否期間であっても受け付けること。

- ①指定管理者が実施する広島市文化創造センター条例第3条に規定する事業
- ②国、地方公共団体又はこれらの公益的法人が主催する全市的な事業
- ③国際的、全国的若しくは広域的（中国ブロック以上）な事業又はホールを長期連続（3日以上）して使用する事業で、1年以上前（ホールの使用を伴わないリハーサル室の使用にあつては1か月以上前）から会場確保をしなければ事業の実施が困難と認められるもの（文化事業、学会、研究会等）
- ④公益社団法人広島交響楽協会がオーケストラ等練習場を使用する場合（文化創造センターのみ該当）
- ⑤公益財団法人広島市文化財団が行う事業（中区民文化センターのみ該当）
- ⑥能舞台の使用に際し、宗家の招聘等、1年以上前から会場を確保しなければ事業の実施が困難と認められるもの（中区民文化センターのみ該当）

※ なお、使用申込希望者が、ひろしま公共施設予約サービスを利用して施設の空き状況の確認等を行えるよう、当該予約サービスを活用すること。

- b 使用許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。
- c 使用許可書等申請に係る事務の処理日数は、概ね1日とする。
- d 次のいずれかに該当するときは、施設及び附属設備の使用の許可をしない。
- ①秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ②施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
 - ③会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
 - ④その他管理運営上支障があるとき。
- e 施設及び附属設備は、引き続き3日（市民ギャラリーA、B及びC並びにその附属設備にあつては7日）を超えてはその使用を許可しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- f 次のいずれかに該当するときは、施設及び附属設備の使用の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。
- ①使用者が当該施設に関する条例又は条例に基づく規則もしくは命令に違反したと

き。

②使用者が使用条件に違反したとき。

③広島市文化創造センター条例第5条第1項又は広島市区民文化センター条例第4条第1項の各号に規定する事態が発生したとき。

g 利用料金の収受等

(a) 利用料金制の採用

利用料金は文化創造センター及び中区民文化センターの指定管理者の収入とする。

(b) 利用料金の額は、広島市文化創造センター条例、広島市区民文化センター条例、広島市文化創造センター条例施行規則及び広島市区民文化センター条例施行規則に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。

(c) 利用料金の前納又は後納等その徴収方法については、指定管理者において基準を定めること。

なお、以下の項目に該当する場合は、利用料金の後納を認めることとする。

①国、地方公共団体等が使用する場合。

②公職選挙法に基づき、公職の候補者が公費負担で個人演説会を開催するとき。

ただし、候補者自ら負担するものは前納とする。

③使用当日、使用者の責めに帰することができない理由により、やむを得ず使用時間等の変更をしたことにより、緊急に利用料金の納付を行う必要が生じたとき。

④緊急に附属設備の使用が必要になったとき。

(d) 利用料金の減免

指定管理者は、広島市文化創造センター条例第17条及び広島市区民文化センター条例第16条の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を得た上で、利用料金を減免する。なお、各施設の減免基準を定めるに当たっては、現行の基準を基本とし、以下の項目を盛り込むこととする。

<文化創造センター>

①指定管理者が、広島市文化創造センター条例第3条の事業を実施する場合、利用料金の全額を減免する。

②広島市の機関が主催し、又は経費等を負担し、共催して使用する場合、利用料金の全額を減免する。

ただし、次に該当する場合は除く。

- ・事業への経費分担又は労力提供等を伴わない名義貸しの共催の場合
- ・広島市選挙管理委員会が国政選挙及び県知事・県議会議員選挙のために使用する場合
- ・国又は地方公共団体の職員のみが出席する部内講演・研修・会議のため使用する場合
- ・ホールの使用にあたり、次に該当する場合

ア 文化事業でないもの

- イ 全市規模でないもの
- ウ 広く市民対象でないもの
- エ 学校行事

③広島市の指定管理者が、指定管理者として広島市条例又は広島市規則に定める事業を実施する場合、利用料金の全額を減免する。

④その他指定管理者が特に理由があると認める場合、指定管理者が適当と認める額を減免する。

＜中区民文化センター＞

①広島市の機関が主催し、又は経費等を負担し、共催して使用する場合、利用料金の全額を減免する。

ただし、次に該当する場合は除く。

- ・事業への経費分担又は労力提供等を伴わない名義貸しの共催の場合
- ・前日の仕込み、リハーサル以外の事前の開催準備の場合
- ・広島市選挙管理委員会が国政選挙及び県知事・県議会議員選挙のために使用する場合
- ・広島市教育委員会のうち学校が全校的な学校行事以外の行事で使用する場合
- ・国又は地方公共団体の職員のみが出席する部内講演・研修・会議のため使用する場合

②広島市の指定管理者が、指定管理者として広島市条例又は広島市規則に定める事業を実施する場合、利用料金の全額を減免する。

③その他指定管理者が特に理由があると認める場合、指定管理者が適当と認める額を減免する。

(e) 利用料金の返還

指定管理者は、広島市文化創造センター条例第17条及び広島市区民文化センター条例第16条の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を得た上で、利用料金を返還する。なお、各施設の返還基準を定めるに当たっては、現行の基準を基本とし、以下の項目を盛り込むこととする。

- ①使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合、全額を返還する。
- ②使用日の2か月前（ホール以外の諸室にあつては1週間前）までに使用の取消し又は変更を申し出た場合、全額を返還する。
- ③使用日の1か月前（ホール以外の諸室にあつては前日）までに使用の取消し又は変更を申し出た場合、半額を返還する。

(f) 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

イ 国際青年会館

(ア) 施設（研修施設・宿泊施設）及び附属設備の使用申込受付、使用許可、自炊室等の貸し出し、開錠、使用後の確認

- a 使用許可の申請は、次の①から④の区分に応じて受け付けることとし、それ以外のものは、原則これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認める⑤から⑦の場合には、教育委員会が個別審査を行った上で、受け付ける場合がある。

①青年の資質の向上に資する目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴うとき。

その申請に係る使用を開始する日の1年前のもの

②青年の資質の向上に資する目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴わないとき。

その申請に係る使用を開始する日の6か月前のもの

③青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴うとき。

その申請に係る使用を開始する日の6か月前のもの

④青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴わないとき。

その申請に係る使用を開始する日の3か月前のもの

⑤国、地方公共団体、地方公社若しくはこれに準ずる者又は私立学校法第3条に規定する学校法人が主催（経費を負担する場合の共催を含む。）するもので、国際交流、青年教育に関する目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴うとき。（使用を開始する日から1年前の申請を除く。）

⑥広島市文化創造センターまたは広島市中区民文化センターの主催（経費を負担する場合の共催を含む。）するもので、宿泊施設の使用を伴うとき。（使用を開始する日から1年前の申請を除く。）

⑦広島市文化創造センターまたは広島市中区民文化センターの使用許可申請の早期受付が認められた事業において、広島市国際青年会館の施設の使用を伴うとき。

- b 使用許可に当たっては、平等な使用を確保すること。

- c 使用許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。

- d 使用許可書等申請に係る事務の処理日数は、概ね1日とする。

具体的な手順等は、業務処理要領を作成すること。作成した要領については、教育委員会と指定管理者の間で別途協議する。

- e 次のいずれかに該当するときは、施設及び附属設備の使用の許可をしない。

①秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

②施設又は設備をき損するおそれがあるとき。

③会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。

④その他管理運営上支障があるとき。

- f 施設及び附属設備は、引き続き7日を超えてはその使用を許可しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- g 次のいずれかに該当するときは、施設及び附属設備の使用の許可を取り消し、又は使

用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

(a) 使用者が当該施設に関する条例又は条例に基づく規則もしくは命令に違反したとき。

(b) 使用者が使用条件に違反したとき。

(c) 広島市国際青年会館条例第5条第1項各号に規定する事態が発生したとき。

h 利用料金の収受等

(a) 利用料金制の採用

利用料金は国際青年会館の指定管理者の収入とする。

(b) 利用料金の額は、広島市国際青年会館条例及び広島市国際青年会館条例施行規則に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。

(c) 利用料金の前納又は後納等その徴収方法については、指定管理者において基準を定めること。

なお、以下の項目に該当する場合は、利用料金の後納を認めることとする。

①電話機を使用するとき

②国、地方公共団体若しくは地方公社、又はこれらに準ずる者が使用するとき

③公職選挙法に基づき、公職の候補者が公費負担で個人演説会を開催するとき。

ただし、候補者自ら負担するものは前納とする。

④使用当日、使用者の責めに帰することができない理由により、やむを得ず使用時間の変更をしたことにより、緊急に利用料金の納付を行う必要が生じたとき。

(d) 利用料金の減免

指定管理者は、広島市国際青年会館条例第16条の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を得た上で、利用料金を減免する。

なお、減免基準には、「広島市国際青年会館使用料減免取扱要綱」第2条に規定する場合を盛り込むこととする。

(e) 利用料金の返還

指定管理者は、広島市国際青年会館条例第16条の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を得た上で、利用料金を返還する。

なお、返還基準には以下の項目を盛り込むこととする。

①使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合、全額を返還する。

②使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合、全額を返還する。

③使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合、半額を返還する。

(f) 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

ウ 共通

(ア) 貸館の案内

- a 指定管理者は、文化創造センター等の「利用の手引き」を作成するとともに、使用者が行う諸届出について必要な助言を行うこと。
- b 電話での問い合わせや施設見学等について、適切な対応をすること。
- c 施設の使用等について、使用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。また、その内容を広島市へ報告すること。

(イ) 緊急時の対応

- a 指定管理者は、災害等緊急時の利用者（貸付施設使用者及び来館者）の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- b 文化創造センター等の利用者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。
- c 文化創造センター等は、大規模災害時の生活避難場所に指定されており、広島市等が本施設を避難場所として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。指定管理者の役割は概ね次のとおり。

- ・ 施設の開施設
- ・ 施設使用についての指示（利用可能箇所及び利用可能備品等の提示）
- ・ 各種設備の利用方法等の指導等
- ・ 施設の利用調整（既に利用申請があるものへの対応）

- d 文化創造センター等は、浸水時緊急退避施設に指定されており、津波や洪水、高潮等の際の緊急一時的な退避施設として使用に協力すること。

また、文化創造センター等の「使用の許可」にあたっては、「緊急の場合（避難場所の開設等）」は許可を取り消さなければならない場合がある。

(2) 広報業務

指定管理者は、施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

ア 文化創造センター等のホームページの作成・更新

イ 施設案内パンフレットの作成・配布

ウ 必要に応じて、情報誌等を作成・配布

エ 文化創造センター等の事業報告又は事業概要等、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又はホームページでの公開

(3) 利用促進業務

文化創造センター等の利用率又は利用者数を高めるため、有効な利用促進業務を行うこと。

なお、指定管理者の申請者には、数値目標（年間利用率又は年間利用者数）及びそれを達成するための利用促進策の提案を求める。

(4) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときには、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例及び応募要領別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び応募要領別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

(5) その他の業務

ア 指定管理者は、施設の使用規程その他管理に関する規程等を定め、広島市に報告し、承認を得ること。

イ 指定管理者は、消防法に定める管理権原者の業務を適正に行うこと。

3 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館への入館の制限に関すること。

次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

4 文化創造センター及び中区民文化センターの特別設備の設置の許可に関すること。

指定管理者は、施設を使用する場合において、特別設備を設けようとする者に対し、その許可をすることができる。

ただし、次のいずれかに該当するときは、特別設備の設置の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が当該施設に関する条例又は条例に基づく規則もしくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 広島市文化創造センター条例第5条第1項各号に規定する事態が発生したとき。

5 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

指定管理者は、文化創造センター等の施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、施設及び設備の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管

理業務を行うこと。

(1) 文化創造センター等共用駐車場の管理運営業務

指定管理者は、アステールプラザ内の文化創造センター、中区民文化センター、国際青年会館又は中区図書館を利用する者の共用に供する駐車場の維持管理及び円滑な運営を行う。

ア 駐車場の概要

・収容台数

地上29台、地下63台（うち身障者用3台）、合計92台（うち有料駐車区画88台）

・開場時間

8時から22時まで

ただし、施設の状況等により臨時に早朝や夜間の延長を行うこと。

イ 利用料金（駐車料金）の收受等

(ア) 利用料金制の採用

利用料金はすべて、文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の指定管理者の収入とする。

(イ) 利用料金の額は、広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。

また、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金の額から割引をした額をもって、回数駐車券を発行することができる。

(ウ) 利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例第4条及び第5条の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を得た上で、利用料金を減免又は返還する。

なお、減免基準については、「広島市文化創造センター等共用駐車場の障害者等に対する駐車料金の減免要綱」の規定に該当する場合を盛り込むこととする。

ウ 回数駐車券の取扱い

現在発行している回数駐車券については、平成27年4月1日以降においても使用できるものとする。

指定管理者は、指定期間内に発行した回数駐車券の未使用残高に相当する金額を次期指定管理者に引き継ぐものとする。

（現在発行している回数駐車券の種類）

種 類	料金の額
100円券 11枚綴り	1,000円
3,300円分プリペイドカード	3,000円
15,000円分プリペイドカード	10,000円

(2) 施設保守管理業務

ア 指定管理者は、各施設を適切に運営するために、日常的に点検を行い、建築物について仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

- イ 指定管理者は、施設を安全かつ安心して使用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合（軽微な場合を除く。）を発見した際には、速やかに広島市に連絡すること。
- ウ 指定管理者は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に定める建築物等の劣化状況の点検を行い、広島市に報告をすること。

(3) 設備機器の保守管理業務

- ア 設備機器の法定点検及び初期性能、機能保持のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。
- イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこと。
- ウ 設備機器の保守点検業務に要する経費は、指定管理者の負担とする。

(4) 設備機器の運転操作及び監視業務

設備の適正な運用を図るために行う監視業務並びにこれに関連する電力、用水、ガス等の需給状況を把握すること。また、適切な運転記録をとること。設備機器の稼働に当たっては、環境に配慮した適正な運転を行うとともにエネルギー経費の削減に努めること。

(5) 貸出備品等管理業務

- ア 指定管理者は、広島市の所有する物品（貸出用設備器具、施設備品、施設管理用備品等）について、広島市物品管理規則（昭和 44 年広島市規則第 64 号）及び関係例規に基づき適切に管理すること。
- イ 指定管理者は、使用に支障をきたさないよう備品の管理を行うとともに不具合が生じた備品について、修繕を行うこと。
- ウ 指定管理者が管理する広島市等の物品について、更新が必要な場合は、広島市（文化創造センター：市民局文化スポーツ部文化振興課、中区民文化センター：中区市民部地域起こし推進課、国際青年会館：教育委員会青少年育成部育成課）に報告すること。
- エ なお、現在長期継続契約を締結しリース期間が満了していない次の物品については、リース契約を引き継ぐこと。

物 品	リース満了時期	備 考
ひろしま市民活動支援総合情報システム端末機	平成 31 年 3 月 31 日	

(6) 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃・随時清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の使用頻度等に応じて、現行の作業基準を参考にした上で、適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃（シャンデリア清掃を含む。）

日常清掃では実施しにくい以下に掲げる清掃等を確実に行うため、指定管理者が施設の使用頻度等に応じた定期清掃を行うこと。

- ・床洗浄ワックス塗布
- ・シャンデリア清掃等

(7) 警備業務

ア 文化創造センター等の防犯、防火及び防災に万全を期し、使用者が安心して使用できる環境を確保した保安警備業務を行うこと。

イ 警備専門職員を24時間体制で常時配置し、警備を行うこと。

ウ 定位置において、部外者の出入状況の確認、不審者の発見及び進入阻止等を適切に行うこと。

エ 警備日誌を作成すること。

オ 巡回を行い、異常の有無の確認及び火災予防点検を行うこと。

カ 防火管理者及び防災管理者を配置すること。

キ 共用駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。

(8) その他の業務

ア 上記に定めるもののほか、維持管理に必要な業務は、資料1「広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館の施設・設備維持管理業務項目（年間）」に定めるとおりとする。

なお、これを変更して業務計画を作成する場合には、必ず変更する内容を明記すること。

イ 指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成し、一定期間保管し、広島市等の求めがあったときには閲覧に供すること。

(9) 経費負担区分

次に掲げる事項については、広島市が直接執行することとし、これ以外の費用を指定管理料の中から負担すること。

ア 施設の大規模改修（原形を変えずる修繕及び模様替）

イ 市の責めに帰すべき事由があり、かつ、施設運営に致命的な支障があると市が判断した修繕

ウ その他協議により定める事項

(10) 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等）を作成し、広島市に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については記録を行い、施設維持管理計画に反映させること。

(11) 施設等整備不備による損害賠償

- ア 施設・設備の維持管理の不備により使用者の財物等に損害を与えた場合は、原則として指定管理者において賠償すること。
- イ 施設・設備の維持管理の不備により主催者に対して正常な機能を提供できなかった場合の損害についても指定管理者において賠償すること。

Ⅲ 運営管理業務の基準

1 施設の休館日等

区分	文化創造センター・区民文化センター・国際青年会館
休館日	・ 12月29日から翌年1月3日まで ただし、あらかじめ市長又は教育委員会の承認を得て、休館日に開館することができる。
基本開館時間	・ 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の研修施設の基本開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を延長することができる。 ・ 国際青年会館の宿泊施設のチェックアウト時刻は午前10時とし、チェックイン時刻は午後3時とする。
特記事項	・ 市民サービスの向上を図るため、市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがある。

2 組織及び人員配置

(1) 配置人員等

- ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- イ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、使用者の要望に応えられるものにする。
- ウ 設備技術者は、文化創造センター等の管理運営に当たり法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。
- エ ア～ウを踏まえ、以下の人員を標準配置すること。

(7) 管理事務室

a 人員

- ・ 総括責任者：1名
- ・ 総括責任者補佐：1名
- ・ 使用受付担当者：1名
- ・ 施設管理担当者：2名
- ・ 事業担当者：2名
- ・ ホール管理担当者：1名

b 総括責任者及び総括責任者補佐について

文化施設の管理について豊富な実務経験を有し、使用者からのクレームに対しても迅速かつ丁寧に対応し、所属職員の的確な指揮監督能力を有する者とし、2人のうち1人は事務室に配置し、指揮監督を行うこと。

なお、管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

また、自衛消防組織の設置にあたって、配置人員のうち、統括管理者の資格を有する者1人を必置とする。

c 使用受付担当者について

使用者に対して迅速かつ丁寧に対応できる者とし、広島市文化創造センター条例等関係法令を熟知し、円滑で公平な対応ができる者とする。

d 施設管理担当者について

施設管理について豊富な実務経験を有し、利用者に対して迅速かつ丁寧に対応するとともに、施設の利用料金を取り扱うことなどから、適正な現金管理や会計処理などの事務処理を行うことができる者とする。

e 事業担当者について

文化に関する事業の実務経験や知識を有する者及び生涯学習・国際理解に関する事業の実務経験や知識を有する者とする。

f ホール管理担当者について

電気、機械、音響、舞台設備等の技術課程を修了し、又はホール等機械操作の3年以上の実務経験を有する者とし、大ホール、中ホール、多目的スタジオ等の施設利用や施設概要等についての問い合わせ、相談等への対応、催物の打合せ等を行うこと。

(イ) 総合フロント

a 人員

午前8時30分～午後5時は3人、午後5時～翌日午前8時30分は2人を標準配置とする。

b その他

- ・午前0時～午前6時までの間、2人のうち1人は仮眠をとることができる。
- ・午前8時30分～午後5時までの間、3人のうち1人は電話受付業務従事者とする。
- ・1名以上は英語で意思の疎通が図れる者とする。
- ・1名以上は広島市国際青年会館条例等関係法令及びフロント業務処理要領を熟知した者とする。
- ・利用者に対して迅速かつ丁寧に対応できる者とする。

業 務	主な内容
総合フロント業務 { ・利用受付担当 ・電話交換担当	・アステールプラザ来館者の受付及び案内に関する事。 ・国際青年会館（宿泊施設・研修施設・附属設備）の使用申込み、受付に関する事。 ・宿泊者のチェックイン、チェックアウトに関する事。 ・宿泊者及び研修施設利用者に対するルームキーの受渡（保管及び記録）に関する事。 ・代表電話の受付と連絡に関する事。 ・午後 9 時 15 分～翌日午前 8 時 45 分までの間、火災・盗難等の事故が発生した場合の処置に関する事。 ・利用状況日報、業務実施報告書（月報）等の作成に関する事。 ・その他上記に付帯する業務

(ウ) 情報交流ラウンジ

1 名を標準配置し、以下の相談・受付業務を行う。

業 務	主な内容
情報交流ラウンジ相談受付業務	・ひろしま市民活動支援総合情報システム端末機による情報入力 ・雑誌・図書コーナー及びビデオコーナーの対応、監視、整理 ・ポスター、パンフレット等の受付・整理 ・文化情報相談の受付 ・入館者のチェック ・文化情報の収集 ・その他情報交流ラウンジの運営にかかる業務

(エ) 大ホール・中ホール・多目的スタジオ等

ホール等の利用に伴い、以下のホール管理業務に、電気、機械、音響、舞台設備等の技術課程を修了し、又はホール等機械操作の 3 年以上の実務経験を有するホール管理担当者 5 人を標準配置すること。

業 務	主な内容
舞台管理業務（大・中ホール、多目的スタジオ等）	・舞台・音響・照明装置、映像設備・備品等の管理及び操作 ・主催者が帯同した操作員に対する指示・監督 ・保守点検における立会い ・催物の打合せ ・施設の案内 ・楽器・機材・展示品等の搬入・搬出の指導 ・その他施設利用に係る付帯業務

(2) 研修等

- ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。
- イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。
- ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。
- エ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。
- オ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

Ⅳ リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

Ⅴ 自主事業

1 施設の利用促進のための自主事業の実施

施設の利用促進を図ることを目的とした事業を行うことができる。

2 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施

(1) 情報交流ラウンジにおけるコピー・ファックスサービス事業

施設利用者の利便に供することを目的とし、情報交流ラウンジにおいてコピー・ファックスサービス事業を行うことができる。

これについては、指定管理者の業務の範囲外となるため、指定管理者が経費を負担する必要がある。

（参考：現在の料金）

- ・コピーサービス

料金：1枚10円、両面の場合1枚20円

- ・ファックスサービス

受信料金：1枚20円（宿泊者あてのものは無料）

送信料金：基本料金200円＋通話料

(2) 物販事業（自動販売機、公衆電話、コインランドリー等の設置）

施設利用者の利便に供することを目的とし、飲料等の自動販売機、公衆電話、コインランドリー等を設置し運営することができる。

ただし、行政財産の目的外使用となることから、広島市への使用料の納付が必要となる。

なお、レストランの運営については、広島市がレストラン事業者に目的外使用許可を行うこととしており、指定管理者の提案の対象外とする。

(3) その他、利用者の利便に供することを目的とした事業を行うことができる。

3 実施方法

自主事業は、一般の使用に支障のない範囲で実施するよう企画・立案し、事前に広島市へ事業計画書を提出し、承認されたものについてのみ実施することができる。なお、年度途中においても、事業計画書を提出し、実施することができる。

4 経理処理

自主事業は会計を独立させること。

5 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例（昭和39年広島市条例第8号）の規定による自動販売機、公衆電話、コインランドリー等の設置に係る行政財産の目的外使用については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用の許可については広島市が行う。また、使用許可に伴い広島市が定める使用料を納付し、電気、上下水道料等の共益費についても広島市に納入すること。なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

VI 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

1 事業の計画書

指定管理者は、毎年度末までに翌年度の管理運営及び実施事業に関する事業計画書を作成し、広島市等へ提出すること。作成に当たっては、広島市と調整を図ること。

2 事業の報告書

- (1) 指定管理者は、毎月、事業実施報告書を作成し、広島市に提出すること。
- (2) 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、広島市に提出すること。

3 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

4 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

5 負担経費の計算・預り・支払い

指定管理者は、(1)～(3)に係る経費を徴収し、一括して電力会社等へ支払いを行う。

- (1) 中区図書館と一部設備を共有していることに伴う施設・設備維持管理費、光熱水費
- (2) 全体共用部分にかかる修繕費
- (3) 行政財産の目的外使用許可施設に係る光熱水費等

なお、これらの経費の負担の考え方については、資料2「施設管理に係る経費負担について」を参照。

6 国旗、市旗等の掲揚及び降納

国旗・市旗の掲揚、降納は毎日行うものとする。ただし、荒天時は掲揚しない。掲揚は、午前8時30分、降納は午後7時又は日没時のいずれか早いときとする。

7 公益社団法人全国公立文化施設協会に関する業務

文化創造センター等（アステールプラザ）は、全国の公立の文化施設の連絡提携のもとに、地域文化振興を図り、わが国の芸術文化の発展に寄与することを目的に設立された公益社団法人全国公立文化施設協会（以下「全公文」という。）に加盟している。この協会には全国7地区ごとに支部が、関連団体として都道府県ごとに都道府県協議会が置かれており、アステールプラザは中四国支部及び広島県公立文化施設協議会（以下「広公文協」という。）に所属している。

全公文におけるアステールプラザの主な役割は、次のとおりであり、指定管理者はこれに係る業務を行うこととする。

- ・広公文協：会長館を務めるとともに、事務局をアステールプラザに置き、総会や役員会の開催、講演会等の開催、全公文及び中四国支部の総会・支部会や研究会への参加・報告を行う。また、全公文及び中四国支部の調査・研究に対する県内会員のとりまとめなどを行う。
- ・中四国支部：広島県の代表として支部委員館を務めるとともに支部委員会に年3回出席し、議事の決定に関与する。

8 関係機関との連絡調整

指定管理者は、管理運営の対象外施設であるがアステールプラザを構成する広島市立中区図書館や、広島市が使用を許可している公益財団法人広島市文化財団（事務所）、公益社団法人広島交響楽協会（楽器庫）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（携帯電話基地局）、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（公衆無線LAN基地局）及び有限会社新見仕出し弁当店（レストラン）と連携を図るとともに、来館者へのサービスの提供に必要な情報等を入手するため、文化創造センター等の管理運営上、必要な事項についての連絡調整を図ること。

※ また、ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話基地局）の使用を検討しており、広島市が使用を許可した場合、同様に対応すること。

特に、国際青年会館は宿泊機能を有しており、宿泊者の便益施設としての側面もあることから、レストラン事業者との緊密な連携が必要となる。

なお、文化財団事務所、楽器庫、携帯電話基地局、公衆無線LAN基地局及びレストランの設置・運営については、広島市が広島市財産条例の規定に基づく行政財産の目的外使用許可を行い、その使用料は広島市の収入となる。

9 公益財団法人広島市文化財団との連携

指定管理者は、文化創造センター等を管理運営するに当たっては、市内で市民の文化活動の振興に資する事業等を行っている公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」という。）と連携・協力し、本市の文化の創造に寄与しなければならない。

特に、文化財団は中区民文化センターのホール等を使用して、「文楽鑑賞会」などの事業を展開しており、その円滑な実施を図るため、情報を共有するなど連携を密にしなければならない。

以上の趣旨を踏まえ、指定管理者が定める審査基準において、文化財団が中区民文化センターで事業を実施する場合は、使用日の1年前でも受付けることができる優先使用の特例を認めること。

なお、文化財団職員（2名程度）が、中区民文化センター事業の企画準備から実施に至るまでの業務を区民文化センター内において行う予定であるので、執務スペースの確保など円滑な業務運営に向けて、連携し、協力しなければならない。

10 近隣の市施設等との連携

大規模な会議やイベント等の誘致・開催にあたっては、広島市文化交流会館及び広島市国際会議場等の近隣の市施設等と情報交換及び連絡調整等を行うこと。

11 アステールプラザで開催される「広島国際アニメーションフェスティバル」等への協力

広島市及び文化財団等が主催し、2年ごとにアステールプラザで開催される「広島国際アニメーションフェスティバル」について、開催時の全館使用や準備時での組織委員会事務局の施設使用、資料保管のための倉庫の使用等で、円滑な大会運営ができるよう、主催者と積極的に連携・協力する必要がある。（指定管理期間における開催年度：平成28年度、平成30年度）

また、広島市及び文化財団が主催又は共催して実施するアフィニス音楽祭や被爆70周年事業等へも円滑な実施に連携・協力する必要がある。

VII モニタリング及び実績評価

1 モニタリングの実施

広島市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

2 実績評価の実施

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

3 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

VIII 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

Ⅸ その他

1 指定管理業務期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての広島市との協議
- (2) 配置する職員等の確保、職員研修
- (3) 業務等に関する各種規程の作成、協議
- (4) 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

2 指定期間初年度における留意事項

- (1) 平成26年度中に予約を受け付けた案件については、現在の指定管理者から予約の引継ぎを受け、同等のサービスを提供すること。
- (2) 同様に、平成26年度に使用を許可し利用料金を収入した案件について、利用料金返還の必要が生じたときは、現行の利用料金返還手続基準に従うこと。

3 保険への加入

指定管理者は「指定管理者 応募要領」及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。なお、火災保険については広島市が加入する。

4 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。

5 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

6 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、資料5「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

7 命名権の導入

- (1) 施設等の名称について、命名権の導入により、新たに呼称を付す可能性がある。
- (2) 命名権を導入した場合、指定管理者は、イベントの開催時に呼称を使用した広報を行うなど、適切に対応すること。
- (3) 命名権の導入により生じる経費（看板の掛け替えなど）については、指定管理者の負担としない。